

第六十四回
帝國議會
貴族院

辯護士法改正法律案特別委員會會議事速記録第二號

昭和八年三月二十三日(木曜日)午前十時
十八分開會

○委員長(子爵渡邊千冬君) 是ヨリ委員會ヲ開キマス、昨日ニ引續キマシテ御質問ヲ願ヒタイと思ヒマス

○岩田宙造君 十八條ノ辯護士ノ事務所ニ關シテチヨット念ノ爲ニ御尋シタイノデスガ、昨日ノ政府委員ノ御説明ニ依リマスルト、衆議院デ修正ニナリマシタ二個以上ノ事務所ヲ設クル例外ノ場合ハ、是ハ其事務所ハ其所屬辯護士會ノ地域内デナクテモ宜シイ、例ヘバ東京ノ登記辯護士ガ大阪ニ更ニモウ一ツ事務所ヲ共同デ設クルト云フヤウナコトハ、斯ウ云フコトヲ認メル意味ノ修正ダト云フ風ニ伺ッタノデアリマスガ、チヨット此十八條ノ第一項ヲ見マスト「辯護士ノ事務所ハ其所屬辯護士會ノ地域内ニ之ヲ設クベシ」トアリマシテ、増設ノ場合デモ何ンデモ事務所ハ其所屬辯護士會ノ地域内ニナケレバナラヌト云フヤウニチヨット讀メルノデアリマスガ、是ハ差支ナイノデアリマスカ

○政府委員(木村尙達君) 昨日ノ言葉ガ足リマセヌデシタカモ知レマセヌガ、東京ノ

辯護士ガ二人行ッテ大阪ニ事務所ヲ開クト云フコトハ此法律デハ認メテ居ナイ積リデアリマス、必ズ此大阪ノ各地方裁判所デ事務所ヲ設ケルニハ必ズ此所屬ノ辯護士會ニ事務所ヲ一ツヲ設ケテ居リマシテ、其事務所ニ東京ノ辯護士ガ大阪ノ所屬辯護士ノ事務所ニ行ッテ共ニ事務所ヲ設ケテ執務スル時ハ此限りニアラズト、其趣旨デ此但書ハ言ッテ譯デアリマス

○岩田宙造君 其意味ニ致シマシテモ東京ノ辯護士ノ方カラ申シマスルト云フト、矢張り大阪ニ事務所ヲ設ケルト云フコトニナルノヂヤナイカト思ヒマスガ……

○政府委員(木村尙達君) サウデゴザイマス

○岩田宙造君 ソレデハ但書ノナイ場合ナレバ原案ノ通りデ無論差支ヘアリマセヌガ、但書ヲ設ケタ以上ハ、此第一項ノ必ズ所屬辯護士會ノ地域内ニハ事務所ヲ設ケナケレバナラヌト云フ意味ノ、サウ云フ形ニ變ヘナケレバナラヌノデハナイデスカ、サウスレバ第一項ハ唯事務所ヲ設ケナケレバナラヌト云フ義務ヲ決メタンダカラ、今度一ツアル以上ハ二個以上例外デモ設ケル時

ニハ、此後ノ増加シタ方ハ何處ニ設ケテ宜イノダ、斯ウ云フコトデ御説明ノ通りニナルノデハナイカト思フノデアリマスガ、原案ノ儘ニシテ置クト云フト、辯護士ノ事務所ハ必ズ所屬辯護士會ノ地域内デナケレバナラヌト云フ制限ハ、一個ノ場合デモ、二個ノ場合デモ此制度ヲ受ケル結果ニナルノデハナイカト云フ疑ヒヲ持ツノデアリマス

○政府委員(木村尙達君) 尤モナ御議論デゴザイマスガ、第一項ヲ原則ノ規定ト致シマシテ、辯護士ハ原則トシテハ其所屬辯護士會ノ地域内ニ設クルト云フ此原則ガアリマシテ、矢張り此但書ハ其原則ニ對シテチヨット或ハ無理カモ知レマセヌガ、先ニ御説明申シマシタヤウニ、其基本的ノ辯護士事務所ハ必ズ所屬辯護士會ノ地域内ニナケレバナラヌ、他ノ人ガ其處デ何カ事務ヲスル場合ニ、其他人ノ辯護士事務所ニ於テ仕事ヲスル場合ハ、其辯護士ガ自分ノ地域内デナクテモ其場合ハ差支ヘナイ、斯ウ云フヤウナ解釋デイケマセヌカ、少シ無理カモ知レナイガ、趣旨ハ其通りデゴザイマス

○委員長(子爵渡邊千冬君) 岩田サンニ伺

ヒマスガ、速記ヲ止メテ差向ヒデ御話ヲシタ方ガ宜クアリマセヌカ

○岩田宙造君 サウ願ヘレバ……

○委員長(子爵渡邊千冬君) ソレデハ速記ヲ止メテ……

午前十時二十五分速記中止

午前十一時五十五分速記開始

○委員長(子爵渡邊千冬君) 速記開始

○岩田宙造君 三十一條ノ第三項デアリマスガ、「第十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス」トナッテ居リマスガ、此第十條ト云フノハ第十條第二項トナルノデアリマスマイカ、十條ノ第一項ハ辯護士ガ其所屬ヲ變更セントスル時ノ手續ヲ規定シタノデアリマシテ、サウシテ第二項ニ於テ所屬ヲ變更シタ場合ニハ直ニ舊所屬辯護士會ニ其旨ヲ届ケ出ズベシト云フトガ第二項ノ規定ナッテ居ルノデアリマス、ソレデ第三十一條ノ第二項ハ「辯護士會ノ設立アリタルトキハ前項ノ辯護士ハ當然舊所屬辯護士會ヲ退會シ其ノ會員ト爲ル」其ノ會員ト云フノハ新シク出來タ會ノ會員ニナルノデアリマスカラ、其ノ新シキ會ノ會員ニナッタ時ニナスベキ手續トシテハ舊辯護士會ヲ退會シ

タカラ舊辯護士會ノ方ニ其旨ヲ届出デサハ
スレバ宜イノデアッテ、今度新シイ方ニ入ル
方ノ手續ハ何等スル餘地ガナイノデアリマ
ス、シナクテモ宜イノデハナイカト思フノ
デアリマス、デアリマスカラ、第十條第二
項ダケノ舊イ方ニ今度ハ新會ヲ設立シテ新
會ノ方ニ入ッタカラ舊會ノ方ハ脱退イタシ
マシタト云フ届出ダケヲスレバ宜イコトニ
ナルノデ、從テ第十條ト云フノ第十條第二
項トナルノデハナイカト思フノデゴザイマ
スガ……

○政府委員(木村尙達君) 其場合ニモ矢張
リ登録ノ請求ダケハ、第十條ノ第一項ノ場
合ニモ書式ニ基イテ其會ヲ通ジテ司法大臣
ニ出サネバナラスト云フ意味ヲ含メテ、一
項ト二項トノミ準用シタラ宜カラウ、サウ
云フ頭デソレガ出來マシタ、手續ノ點ダケ
ヲ準用ノ中ニ入レタノデアリマス

○岩田宙造君 サウ致シマスト、新シイ會
ガ出來マシテ、サウシテ此三十一條ノ第二
項ニ依ッテ全然其會員ニナッテ居ルニ拘ラズ、
矢張り其會員ニナルト云フ手續ヲ別ニスル
ト云フコトニナリハシマスマイカ

○政府委員(木村尙達君) 其以前ニ設立シ
マス、設立ノ届出ヲ出シマス場合ニ、登記
外ノ請求ヲクツケテ出ス、サウ云フコトデ

ゴザイマスカラ、ソレガ愈、登録受付ニナ
リマシテ、辯護士會ヲ設立イタシマス場合
ニ於テハ、舊辯護士會ヲ退會シタモノデア
ル、サウ云フ單ニ書類ヲ附ケテ出ス出サヌ
ノ問題デ第一項第二項共ニ準用シタ頭デ居
リマス

○岩田宙造君 諄イヤウデアリマスケレド
モ、三十一條ノ第三項ハ「前項ノ場合ニ之
ヲ準用ス」トアリマシテ、前項ノ場合ト云フ
ノハ第一項ノ場合デハナイノデアリマスカ
ラ、其新シイ會設立ノ手續ヲスル場合デハ
ナイノデアッテ、手續ガ出來テ新シイ會ガ
出來タ時ニハ、之ヲ準用スルト云フノデア
リマスカラ、只今ノ御説明ニナリマシタ所
ノ設立ノ際ニサウ云フ書面ヲ附ケテ出スト
云フコトハ全然關係ノナイ規定ノヤウニ思
フノデアリマス、從テ舊所屬辯護士會ニ對
スル關係カラ申シマスレバ、モウソレハ退
會シタノダカラ、退會届ヲ出セバ宜イコト
ニナルノデアリマシテ、ソレト同ジャウニ
新シイ辯護士會ニ對スル關係カラ言ヒマス
レバ、既ニソコニ入ッテ居リマスカラ入ル
方ノ手續ヲスルト云フ餘地ハナイヤウニ考
ヘラレルノデアリマス

○政府委員(木村尙達君) 速記ヲ止メテ下
サイ

○委員長(伯爵渡邊千冬君) 速記ヲ止メ
テ……

〔速記中止〕
○委員長(子爵渡邊千冬君) 速記開始、本
日ハ是デ散會イタシマス
午前十一時二十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵渡邊 千冬君
副委員長 板谷 宮吉君
委員

公爵山縣 有道君
子爵織田 信恒君
木場 貞長君
男爵徳川 喜翰君
藤澤幾之輔君

岩田 宙造君
大西虎之介君

政府委員

司法政務次官 八並 武治君
司法省刑事局長 木村 尙達君